

特別用途地区の制限内容の例（一部）

	特定建築物制限地区	複合系市街地形成促進地区
制限内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。	<ul style="list-style-type: none">●劇場、映画館等●倉庫業を営む倉庫●店舗、飲食店等で、床面積の合計が1万㎡を超えるもの●工場（危険性や環境悪化のおそれ非常に少ないものを除く）●危険物の処理・貯蔵施設（量の非常に少ないものを除く）

※詳細は建築住宅課（内線3643）にお問い合わせください。